

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第108号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織及び職名)

第1条 区役所支所(以下「支所」という。)に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課に同表に掲げる係長を置く。

区 分	部又は室の 名称	課の名称	係長の職名
西京区役所 洛西支所	区 民 部	総務課	庶務係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		課 税 課	管理係長 固定資産税係長
		納 税 課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	健康づくり 推進室		
	伏見区役所 深草支所	区 民 部	総務課
まちづくり 推進課			
市民窓口課			記録係長 窓口係長 会計係長

		課 税 課	管理係長 固定資産税係長
		納 税 課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	健康づくり 推進室		
伏見区役所 醍醐支所	区 民 部	総 務 課	庶務係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		課 税 課	管理係長 固定資産税係長
		納 税 課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
	健康づくり 推進室		

- 2 支所に支所長及び副支所長3人を置く。
- 3 部に部長，室に室長，課に課長を置く。
- 4 区民部に税務長を置く。
- 5 健康づくり推進室に副室長及び担当課長補佐又は担当係長を置く。

6 課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第2条を削る。

第3条第2項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，「(前条第5項の表の右欄に掲げる係長を含む。次条第3項及び第5条において同じ。)」を削り，同条第3項中「，課長及び係長(前条第5項の表の右欄に掲げる係長を除く。次条第2項において同じ。)」を「及び課長」に改め，同条を第2条とする。

第4条第2項を削り，同条第3項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同項を同条第2項とし，同条を第3条とする。

第5条第1項中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り，「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同条第2項第1号中「第7条」を「第6条」に，「第12号」を「第13号」に改め，同項第2号中「第7条」を「第6条」に改め，同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条区民部の款総務課の項中第13号を第14号とし，第12号を第13号とし，第11号を第12号とし，第10号の次に次の1号を加える。

(11) 物品の出納及び保管に関すること。

第7条区民部の款市民窓口課の項第17号を削り，同項第18号を同項第17号とし，同条福祉部の款福祉介護課の項第4号中「戦傷病者，」を削り，同款支援保護課の項中第11号を第12号とし，第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 戦傷病者の援護措置に関すること。

第7条を第6条とし，第8条を第7条とする。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)